

株式分割に関する基準日設定公告

2019年3月15日

株主各位

佐賀県佐賀市本庄町1
株式会社オプティム
代表取締役社長 菅谷 俊二

当社は、2019年3月8日開催の取締役会において、2019年4月1日付をもって当社普通株式1株を2株に分割することを決議いたしました。

つきましては、この株式の分割により株式の割当てを受ける権利の基準日を2019年3月31日と定めましたので公告いたします。

なお、上記株式分割に伴い、会社法第184条第2項の定めに基づき、2019年4月1日をもって、当社定款第6条の発行可能株式総数を48,928,000株増加して、97,856,000株に変更することをあわせて決議いたしましたので、お知らせいたします。

以上

お知らせ及びご注意

1. 株式の分割後のご所有株式に関するご案内は、2019年5月中旬にお届出住所あて発送する予定です。
2. 2019年4月1日付にて、株式の分割により増加した株式数が、お取引口座のある証券会社等の振替口座簿に記録されることとなります。
3. 住所変更、改姓名等の各種手続きは、お取引口座のある証券会社等で手続きをお願いいたします。